

**第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会
第 6 回 熊本県最低賃金専門部会議事録**

1 日 時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 10 時 00 分～12 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（ 1 ）金額審議について

（ 2 ）その他

5 議事内容

指導官

おはようございます。ただ今から令和 6 年度第 6 回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数を報告いたします。本日の委員の御出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして公開についてです。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項により、本専門部会は原則として公開することとなっております。

本日は、一般の方から 1 名、5 社の報道機関から傍聴および取材の申込があっておりますので御報告いたします。

それでは、以後の議事につきまして、倉田部会長に進行をお願いいたしますと存じます。

部会長よろしく願いいたします。

部会長

皆様おはようございます。

今日は本来より予定がずれ込んでいの中で、皆様の間での合意形成というのでできておりませんので、本日、引き続きまして審議をさせていただこうと思います。

御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

部会長 それでは議事に入ります前に、本日の資料につきまして、事務局から御説明をお願いします

室長 本日用意している資料は特にございませぬ。

部会長 ありがとうございます。
 それでは審議に入ってまいります。
 議題「（１）金額審議について」でございます。先ほど申し上げましたように８月５日開催の第５回専門部会におきましては労使双方の歩み寄り是一定程度ございましたが、結審に至らず、日程調整を経て本日の開催となっております。皆様、いろいろな御主張等おありのところではあります、本日はできる限り皆様の合意形成が図れるよう努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいいたします。
 いま、少し申し上げましたように、当初ですね労働者側が 1,050 円、使用者側が 930 円という御提示をいただいたところから本年度の審議がスタートしているところですが、この間の審議を経ましてこの差額というのも大分歩み寄りの状況にあるかと思えます。ということで、今日はさらに、この点につきまして皆さんで一致した見解が出せるように、できる限り合意形成を図ってまいりたいと思えます。
 それでは皆様どうぞよろしくお願いいいたします。

指導官 それでは申し訳ございませんが、録音とカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

部会長 この間の御主張等については、双方それぞれ御理解をいただいているところかとは思いますが、労働者側の御主張の主眼としましては、やはり最低賃金というのは、人たるに値する生活を営むための水準であるべきだという金額主張が、継続をされているというところですね。これに加えまして、調整の中で労働者側としてはやはり、いわゆる有期短時間契約等労働者に対しても、できる限り広く、特に未組織労働者の方に最低賃金の波及効果を広く及ぼすべきだという御主張を加えられまして、一定の調整をしつつ現在の見解に至っていると理解をしております。
 他方で使用者側といたしましては、昨今、企業にかかる様々な物価等が高騰しているような状況もございますので、企業の経営状況等を鑑みると特に中小零細企業につきましては、必ずしも将来的に楽観できるような状況ではないということ、さらに企業の間でも比較的業績が良いところもあることは認識しておりますが、他方で、やはりどうしてもその波に追いつけない、そういう企業というものもあることを考えると、２極化というものについてある程度考慮すべきではないかということ。併せまして、中央最低賃金審議会からも様々な指標というものが出されているわけですが、やはり、最低賃金を考えるにあたっては、そのような客観的なデータというものを用いた根拠に

基づく数字というのを考えていくべきだという観点、こちらに主眼を置いた御主張をこの間していただいているという、そういう理解でございます。

今、私のほうから、この間のそれぞれの御主張のポイントといえますか、これにつきましてお話をいたしました。労働者側、使用者側からこの点につきまして何か補足等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

公益の皆様から何か、はい、ありがとうございます。

それではですね、一応これまでの流れを振り返りました上で、この後個別確認の時間に入ってまいりたいと思います。これ以降につきましては、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれる可能性がありますので非公開とさせていただきますと存じます。傍聴席の皆様は大変恐れ入りますが、一旦御退出をお願いいたします。事務局は御案内をお願いいたします

(傍聴人退室)

部会長

それではですね、今回は労働者側から個別確認をさせていただきましたので、今回は使用者側からお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

それではすみませんが、労働者側の皆様は控室でお待ちください。

(個別意思確認開始)

(個別意思確認終了)

(傍聴人入室)

部会長

それでは皆様お揃いですので、全体の審議のほうを再開させていただきます。

これまでですね、予備日も持ちまして十分審議を行ってまいりましたが、最終的には労使双方全会一致というのは難しいという状況になっております。

ここで、御提案ということで公益見解をお示しさせていただいた上で、皆さんで採決をお願いできればと思いますが、労使の委員の皆様いかがでしょうか。

委員全員

(異議なし)

部会長

ありがとうございます。

それではここで、公益の見解を示させていただきます。

では、結論から先に申し上げます。

公益見解といたしましては、目安 50 円プラス 4 円の 54 円、952 円、引上げ率 6.01% を御提案させていただければと思います。

このような結論に至りました理由を、口頭で簡単に御説明させていただければと思います。

まず、中央最低賃金審議会の今年度の目安額プラス 50 円というのは、熊本県からいたしますと現行の 898 円より 5.57%アップということで、使用者側が当初主張として用いられておりました、Cランク全体の物価の上昇率からすると若干高い額となっております。ただし、その後、熊本の地域別最低賃金審議会の中で示されたデータによりますと、熊本の物価というのは九州県内の中でも相対的に高く、また、こちらは全国のデータではございますが、実質賃金の低下というのがここ 3 年程著しい状況にございます。

最低賃金法で求められる考慮要素といたしましては、賃金、生計費、支払能力といった 3 要素ではございますが、そもそも最低賃金法の、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保を図る、といった立法目的を鑑みますと、中央最低賃金審議会の小委員会報告で述べられております、消費者物価の上昇から労働者の生計費という観点を重視すべきという判断に、熊本県最低賃金専門部会の公益委員会も同意をしたいと思います。

さらに、労働者側が今回御主張されてまいりました、今の最低賃金水準に基づく所得ではワーキングプアに留まらざるを得ない、といった御主張も勘案し、公益といたしましては、まずは中央最低賃金審議会の目安小委員会報告の中で示されました、有期短時間契約社員の賃上げ率の加重平均 5.74%に着目いたしました。すなわち、生計費が乏しくなりがちであると考えられる非正規労働者への所得保障を、より生活が不安定な未組織労働者にも波及させていくということが、今年度の最低賃金においては重要だというふうに考えたところです。

ここで、5.74%を前提といたしますと現行の 898 円かける 5.74%で 950 円という数字が出ます。これは現行の 898 円よりも 52 円プラスの額ということになります。公益といたしましては、まずはここを第 1 段階目の基準とおきまして、ここからさらに熊本県の地域における様々なデータに基づきまして、この額に留めるべきなのか、あるいは引き下げるべきなのか、それとももう少し上を目指すべきなのか、ということを検討いたしました。

検討した要素としてはいくつかございますが、まず 1 点目、全体の景況感でございます。これにつきましては九州財務局から出されておりますデータに基づきますと、中小零細企業を含めまして、今後、熊本県の全産業における景況の状況というのは、プラスというふうに指標が示されております。また同じく財務局のデータを見ますと、企業倒産よりも廃業というのが多く、その理由としては、経営者本人の事情あるいは後継者不足というのが多数を占めていたところでございます。このような観点からいたしますと、現行の熊本県下の企業の景況感といたしましては、これをマイナスというふうに判断する積極的な材料というのは見当たらなかったということでございます。併せまして、熊本県では T S M C の進出ということが大きな話題となっておりますが、これにつきましては使用者側の御主張にありましたように、その波及効果が実態として県全域にどこまで及んでいるかということについての実数的なデータというものが、今年度の審議会の資料としては示されなかったというところでございます。従いまして、景況判断につきましては、この点

につきましては評価が難しいものと考え積極的な判断基準としては取り入れておりません。

2点目といたしまして、賃金水準や物価水準による不利益勘案の機会にかかる労使の相違でございます。労働者の場合、賃金が低廉でありますと、基本的には御自身で副業等をして生活水準を維持するという事しか方法としては一般的にはございません。もちろん、所得、物価上昇に伴う減税措置等も講じられておりますが、こちらは非課税世帯等、限られた対象になっておりまして、このような支援というのが労働者全体に及んでいるわけでは必ずしもないわけです。他方で、事業主の場合、このような賃金水準の上昇に伴う不利益等につきましては、税制あるいは価格転嫁、各種助成金の活用等、公的支援を受ける機会というのが相対的に広く開かれているという点でございます。ただし、不利益緩和の機会があるといいましても、すべての企業に100%そのような機会が保障されているわけではございませんので、ここは、やはり一定程度考慮しなければならないだろうというところは、補足をさせていただきます。

3点目といたしまして熊本県下の現在の実勢の賃金水準でございます。審議会の中で労働局に調査をお願いしましたところ、県南の最低額が現在で996円というかたちで求人が出ているというデータが出てまいりました。ここから、実態といたしまして、一定額の賃金というのも企業が出せている、あるいは、一定額を出さないともはや人材確保は困難な実情があると見てとったところでございます。つまり企業経営をする以上は一定額の賃金というのは出していかなければならない、それが実態としては最低でも996円になっているところでございます。

4点目といたしまして、生計費にかかる部分でございますが、消費者物価の継続的な上昇でございます。これにつきましては県独自の指標ではございませんが、先ほど述べたように実質賃金のマイナスが増加する状況というのが令和3年以降継続しております。また、総務省の消費者物価地域差指数というものによりますと、熊本の物価は九州各県と比較しても相対的に高いということで、現在最低賃金水準が九州で4番目ということになっておりますが、他県の物価水準と比較すると、熊本県の世帯の生計というのは相対的に苦しい状況に陥りやすいという判断をさせていただきました。

最後に3要素ではございませんが、昨年度からの影響率というものを一定程度参考とさせていただいたところでございます。昨年度、熊本県の最低賃金による影響率というのは、全国の加重平均及び九州他県に比べると相対的に低い影響率に留まっております。先ほど来述べておりますように、県内企業の景況感は、全体としてマイナスと評価すべき要素が実数データとしては見られず、また、消費者物価は九州他県よりも高い、さらに物価の高騰により実質賃金のマイナスの状況を一定程度考慮すべきだという観点からいたしますと、昨年度に引き続きまして九州内で相対的に低い影響率、つまり最低賃金引上げが及ぶ労働者の範囲を少なく留めるということを、積極的に求める状況にはないと判断をしたところです。

以上のような事項を総合的に判断させていただきまして、熊本県最低賃金専門部会の公益委員会といたしましては、先ほど述べましたように目安プラス4円の54円という金額を御提示させていただきたいと思っております。

ということで、ひととおり説明をさせていただいた上で、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

採決に入ります前に、事務局に定足数の確認をお願いします。

指導官

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項及び同令第6条第6項の定足数を満たすことを御報告申し上げます。

なお、最低賃金審議会令第5条第3項及び同令第6条第6項により、部会長は可否同数の時に、裁決権を持っていることから、委員として表決に加わらないとされています。

部会長

それでは、挙手の方法により採決を行いますので、よろしくお願ひいたします。

室長

それでは、採決を行います。

引上額54円、時間額952円に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員挙手：公益代表委員2名、労働者代表委員3名)

賛成5名です。

引上額54円、時間額952円に反対の方、挙手をお願いします。

(委員挙手：使用者代表委員3名)

反対3名です。

それでは、採決の結果を報告します。採決の基礎数は8名、賛成5名、反対3名、よって賛成多数となりましたことを御報告いたします。

以上です。

部会長

ありがとうございます。皆様もありがとうございました。

それでは、ただ今採決をいたしましたとおり、引上額54円、時間額952円で結審に至りました。この後、報告書の作成に移りたいと思います。

事務局は準備のほうをお願いします。

室長

承知いたしました。報告書(案)の作成に少しお時間をいただければと思います。

(報告書(案)作成)

部会長 すみません、すでに報告書（案）の作成に移っておりますが、ひとつ申し上げることを失念しておりました。

報告書におきましては、今回、労使から御要望がありました政府等に対する支援策につきましても本審から労働局長に建議がなされるように、当専門部会の全委員からの要望というかたちで盛り込みたいと思いますが、皆様御同意いただけますでしょうか。

委員全員 (異議なし)

部会長 ありがとうございます。

それでは今回、引上げ額 54 円ということですが、引き続き特に中小企業、零細企業への支援が非常に重要であるということは、全委員のお考えということでございますので、この点につきましては、今後建議をしていただきますように、本専門部会全員の総意といたしまして報告書の中に盛り込んでいただくようお願いいたします。

(報告書（案）配布)

部会長 皆様、お手元に報告書（案）が配付されましたでしょうか。それでは、事務局は報告書（案）の朗読をお願いします。

指導官 朗読します。

(案)

令和 6 年 8 月 9 日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会
部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 6 年 7 月 8 日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- | | | | | |
|---|---------|-------|-------|--|
| 1 | 公益代表委員 | | | |
| | 倉田 賀世 | 諏佐 マリ | 本田 悟士 | |
| 2 | 労働者代表委員 | | | |
| | 齊藤 智洋 | 西 広継 | 山本 寛 | |
| 3 | 使用者代表委員 | | | |
| | 岩永 秀則 | 浦田 隆治 | 原山 明博 | |

別紙

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域
熊本県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和6年10月5日予定）

以上です。

部会長

ありがとうございます。ただ今の報告書（案）について、何か御質問等ございませんでしょうか。

委員全員

（ 異議なし ）

部会長

ありがとうございます。

それでは、この報告書（案）につきまして御承認いただきましたので、委員の皆様は、報告書（案）の案を取ってください。この後、正式な報告書を作成の上、私の方から本審に報告させていただきたいと存じます。

以上で、当専門部会の審議を終了しますが、他に何か皆様のほうから御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この度は皆様には審議に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。どうもお疲れ様でございました。

では、この後、午後の日程ですが事務局から御説明をお願いいたします。

室長

当初、14時から第11回本審を開催予定としておりましたが、30分ずらしていただいて、14時30分からこの会場で開催いたします。以上です

部会長

ありがとうございます。それでは14時30分からということですので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で本日の専門部会は終了させていただきます。

どうもお疲れ様でございました。